

国土交通省における経済対策の進捗状況について

平成21年7月
国土交通省

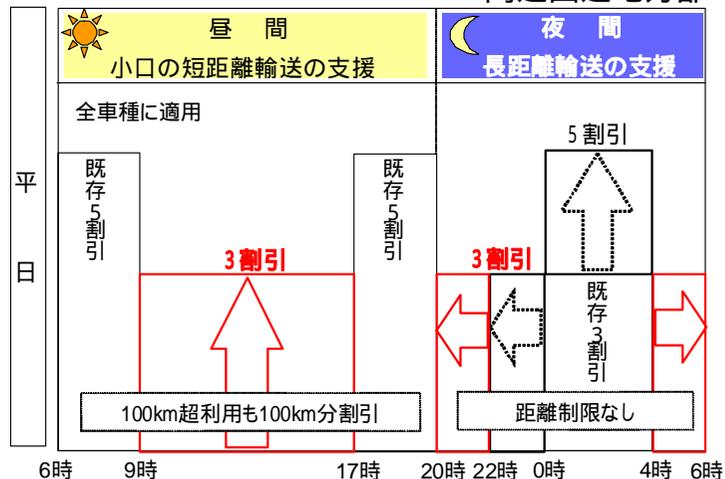
生活対策における高速道路料金の引下げ

「生活対策」において、**地域の活性化(観光振興)**や**物流効率化**の観点から、**当面22年度までの措置**として、**高速道路料金の引下げ**を今年3月から順次導入。
平成20年度補正予算:5000億円

地域の活性化(観光振興) 高速国道地方部

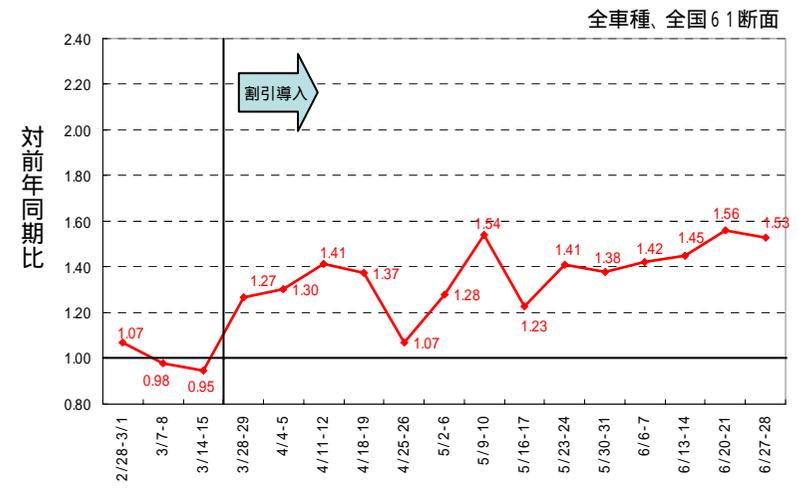


物流の効率化 高速国道地方部

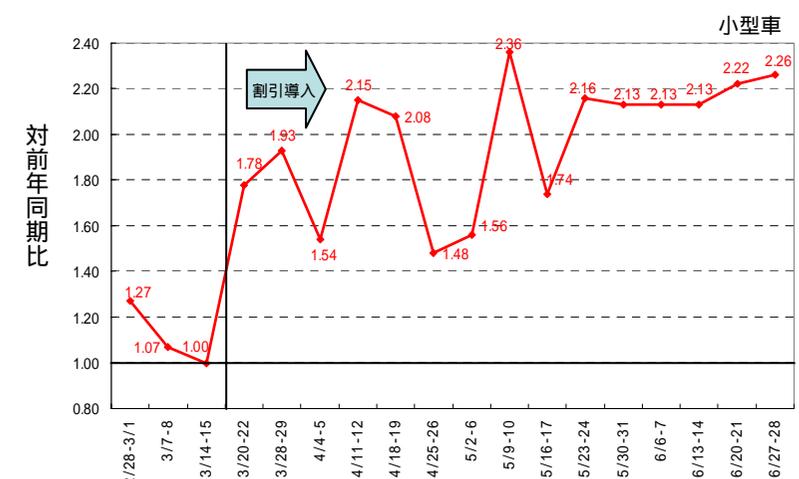


割引導入後、**休日の交通量は、地方部の高速道路では約1.4倍、本四高速では約2倍に増加。**

高速道路(地方部)の休日交通量の変化

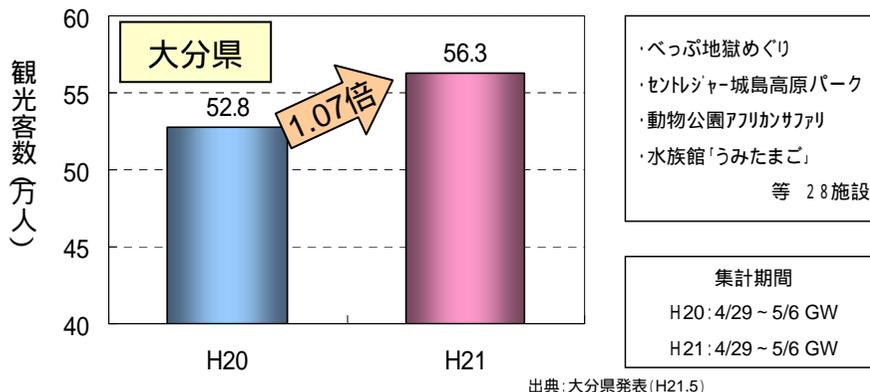
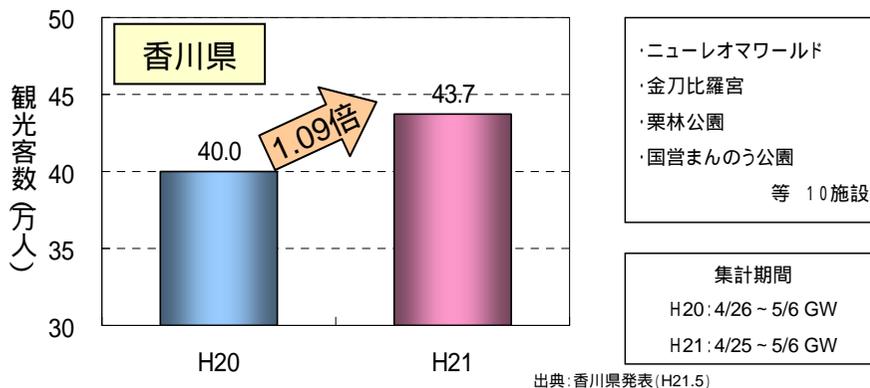
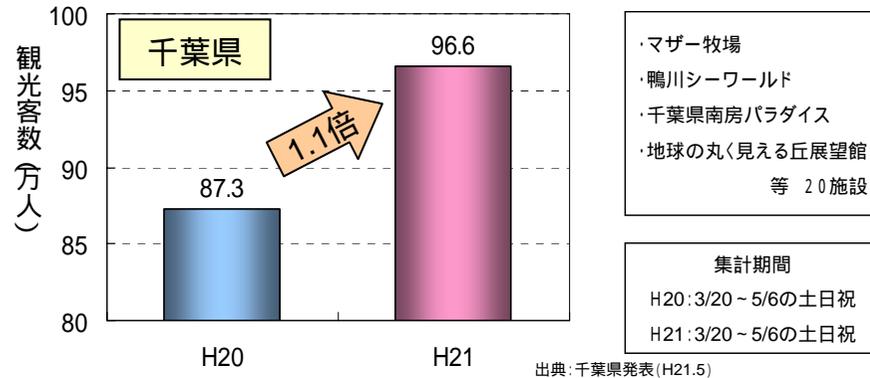


本四高速(3ルート合計)の休日交通量の変化



休日割引による地域への効果

各地域において、**料金と連携した取り組み**(観光施設のイベント開催や割引)も行われており、多くの地域で**休日の観光客が増加**し、また、**旅行頻度を増加する意向**も見られるなど、一定の経済効果が現れている。



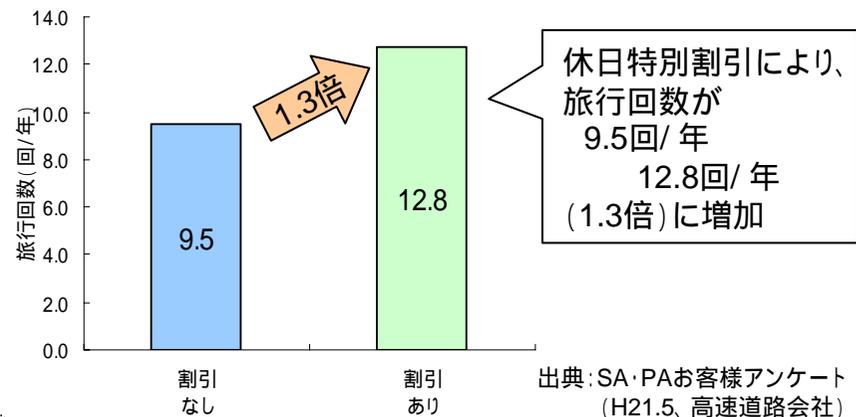
料金引下げと連携した地域の取り組み例

【うつくしま観光プロモーション推進機構「福島にGO作戦本部」】
「1000円で福島へGO！！ふくばす大作戦」
旅館・ホテル、観光施設が割引やプレゼントを用意！

【(社)岡山県観光連盟・(社)香川県観光協会】
「岡山・香川観光レシートラリー」
観光施設や飲食店などのレシートまたはチケットの半券を集めて応募すると、ホテル・旅館宿泊券や特産品が抽選で当たる！

【徳島県】
「高速道路新料金活用戦略」
サービスエリアで県特産品をプレゼント！

休日特別割引による旅行頻度の変化



職業等による画一的融資選別を行わない、長期固定金利の住宅ローンであるフラット35について拡充等を行うことにより、住宅ローンの供給を促進。(平成21年6月4日より実施)

当初

【事業量】

[戸数] 12万戸
[融資額] 2.4兆円

うち、優良住宅取得支援事業

[戸数] 3.5万戸
[融資額] 7,000億円

【融資率(買取型)】

9割

【借換融資(買取型)】

対象外

【優良住宅取得支援事業の金利引下げ】

当初10年間0.3%引下げ

【対象となる主な諸費用】

水道負担金等に限定

補正後

【事業量】

[戸数] 20万戸
[融資額] 4兆円

うち、優良住宅取得支援事業

[戸数] 10万戸
[融資額] 2兆円

【融資率(買取型)】

10割

【借換融資(買取型)】

買取対象

【優良住宅取得支援事業の金利引下げ】

長期優良住宅等の特に性能が優れた住宅
当初20年間0.3%引下げ

【対象となる主な諸費用】

建築確認手数料、請負契約に係る印紙税等も
対象に含める

最近の実績

6月の申請件数: 5,774件(前月比約1.6倍、対前年同月比約1.4倍)

民間金融機関による住宅ローンについて、住宅金融支援機構が保険引受けによる信用補完を行う住宅融資保険について拡充等を行うことにより、住宅ローンの供給を促進。(平成21年6月30日より実施)

フラット35と併せて行う民間住宅ローンについては6月4日より実施

当初

【事業量(付保額)】

3,000億円

リバースモーゲージ向け200億円を含む

【保険料率】

[一般の住宅ローン]

0.18%、0.23%、0.28%

新規参入機関は0.23%

[フラット35との併せ融資]

0.26%

【填補率】

原則9割

【借換融資】

保険の対象外

【対象となる主な諸費用】

建築確認手数料、請負契約に係る印紙税等に限定

補正後

【事業量(付保額)】

1兆120億円

リバースモーゲージ向け320億円を含む

【保険料率】

[一般の住宅ローン]

0.16%、0.18%、0.20%、0.25%

新規参入機関は0.20%

[フラット35との併せ融資]

0.20%

【填補率】

9割及び10割

【借換融資】

保険の対象に追加

【対象となる主な諸費用】

フラット35における諸費用に加えて、金消契約書に係る印紙税、融資手数料、火災保険料、抵当権設定登記費用等も対象に含める

住宅分譲事業者向け住宅建設事業資金(まちづくり融資)について、事業量の拡大、要件緩和を行う。

当初

【事業量】

2,000億円

【要件緩和】

[空地確保事業の面積要件]

500㎡以上

[住宅比率要件]

1/2超

[容積率充足要件]

(充足率) 1/2以上

補正後

【事業量】

5,000億円

事業量の拡大に伴い、中小事業者向け無保証融資の融資枠を拡大する。

【要件緩和】

[空地確保事業の面積要件]

300㎡以上 (平成21年4月30日より実施)

[住宅比率要件]

1/4以上 (平成21年6月5日より実施)

[容積率充足要件]

(充足率) 1/3以上 (平成21年6月5日より実施)

最近の実績

融資決定実績(平成20年12月以降平成21年7月17日まで)

110件 約737億円

平成20年12月15日 「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」を公表

(1) 制度の概要

金融機関等から返済期間10年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合に、下表のとおり居住の年から一定期間、住宅ローン残高の一定割合を税額から控除する。(平成25年12月31日入居分まで)

現行制度 ¹	一般の住宅				
	居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
控除対象借入限度額 2,000万円	平成21年	5,000万円	10年間	1.0%	500万円
控除期間 10年と15年の選択制	平成22年	5,000万円			500万円
控除率	平成23年	4,000万円			400万円
・10年の場合	平成24年	3,000万円			300万円
1-6年目 1%	平成25年	2,000万円			200万円
・15年の場合	長期優良住宅 ²				
7-10年目 0.5%	居住年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
1-10年目 0.6%	平成21年	5,000万円	10年間	1.2%	600万円
11-15年目 0.4%	平成22年	5,000万円			600万円
最大控除額 160万円	平成23年	5,000万円			600万円
	平成24年	4,000万円		1.0%	400万円
	平成25年	3,000万円			300万円

¹ 平成20年入居の場合

² 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅をいう。

さらに、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除する(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度)。

(注) どの年の税制が適用されるかは、入居日によって決まります。
入居日とは、住宅に実際に住み始めた日(自己の居住の用に供した日)であり、通常は、住民票で証明します。

(2) 対象となる住宅の取得等

その者が主として居住の用に供する家屋であること
住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
床面積が50㎡以上であること
店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
借入金の償還期間が10年以上であること
確定申告を行い、住民票や借入残高証明書等の必要書類を添付すること(給与所得者の場合には、翌年以降、年末調整で控除を受けることが可能)
既存住宅の場合、以下のいずれかをみたすものであること

-) 木造 ... 築後20年以内
- マンション等... 築後25年以内
-) 一定の耐震基準を満たすことが証明されるもの

等

住宅を居住の用に供した年の12月31日までの間に、転勤命令等のやむを得ない事由により転居し、その後再び当該住宅に入居した場合にも、住宅ローン減税制度の適用を認める(平成21年度税制改正により認められた)。

(3) 所得要件 年収 3,000万円以下

改正租税特別措置法

平成21年6月19日成立、平成21年6月26日公布・施行

経済危機対策

(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援(略)のため、関連する税制について所要の整備を行う。

住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

【措置の概要】

平成21年1月1日～平成22年12月31日までの時限措置として、20歳以上の者がその直系尊属から住宅取得等に充てるための金銭の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(500万円)を創設

上記措置については、暦年課税適用者と相続時精算課税適用者双方が利用可能



住宅の建築・購入だけでなく増改築のための資金も対象となる。
共有持ち分の取得のための資金も対象となる。

親等と同居するために二世帯住宅の共有持ち分を取得するようなケースも対象。

- ・ 暦年課税を適用する場合

住宅取得等資金 - 500万(今回の非課税措置) - 110万(基礎控除)

= 課税対象 結果的に、計610万円まで非課税

- ・ 相続時精算課税を適用する場合

住宅取得等資金 - 500万(今回の非課税措置) - 3500万(住宅取得等資金の場合の非課税措置)

= 贈与税の課税対象 結果的に、計4000万円まで贈与税は非課税

ただし、500万円の非課税枠を超える3500万円は相続時に相続税の計算において相続財産に算入

	住宅ローン減税 ⁽¹⁾ 最大借入額 5,000万円 控除期間 10年 控除率 1%	贈与税非課税措置 (500万円非課税)
着工戸数押上げ ⁽²⁾	約9.3万戸	(新築約1.2万戸に相当)
投資額 (戸数増 + 戸当り投資増)	約1.9兆円	約2,800億円
経済波及効果	約4.0兆円	約5,400億円
雇用創出効果 ⁽³⁾	約20.8万人	約2.9万人
雇用創出効果 ⁽³⁾	約23.6万人	約3.3万人
就業創出効果 ⁽³⁾	約28.1万人	約3.9万人

- 1 長期優良住宅は、モデルの性質上考慮していない。
- 2 ローン減税及び贈与税非課税措置は、潜在ニーズの取合い等の関係で、相互に影響を及ぼし合うが、その影響の度合いを推計することが技術的に困難であるため、当該減税の効果は重複して計上されている部分がある。
- 3 雇用創出効果 : 常用雇用者 + 臨時・日雇
雇用創出効果 : 常用雇用者 + 臨時・日雇 + 有給役員
就業創出効果 : 上記 + 個人業主 + 家族従業者
- 4 数値はすべて推計である。

4月及び5月の公共機関からの受注工事額が前年を2割以上上回るなど、公共投資は堅調に推移

公共機関からの受注工事額(前年同月比)

		2008年度	2009年 3月	4月	5月
前年同月比 (%)		3.3	18.1	21.8	27.5
	国の機関	6.5	16.8	50.0	64.0
	地方の機関	1.2	19.8	3.2	10.1

「建設工事受注動態統計」(国土交通省)から作成

公共工事請負金額(前年同月比)

		2008年 度	2009年 3月	4月	5月	6月
前年同月比 (%)		0.1	15.3	20.5	2.5	12.7
	国の機関	2.0	17.6	12.9	11.4	4.5
	地方の機関	0.8	13.0	24.7	3.6	16.4

「公共工事前払金保証統計」(北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社)から作成

最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について（要請事項抜粋）

（5月15日付け、国土交通省建設流通政策審議官の要請）

- ・ 最低制限価格等について、改正後の中央公契連モデルを踏まえ、地域の実情に応じ、設定範囲の上限（9/10）に設定する等引上げを適切に実施。 なお、上限に設定した以下の具体例に十分留意。
- ・ 最低制限価格制度等の対象工事の範囲の拡大。
- ・ 市町村における最低制限価格制度等の活用の推進

地方公共団体に対する第二次緊急要請について（平成21年度）（要請事項抜粋）

（6月12日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請）

- ・ 地域を支える建設企業、とりわけ中小企業の受注機会の確保に一層配慮
- ・ 適正価格での契約の推進のための4月3日付け通知（適切な地域要件の設定及び地域貢献の適切な評価、最低制限価格等の引上げ等）の実施に遺漏のなきこと。

高速道路会社等関係機関に対する緊急要請について（要請事項抜粋）

（6月12日付け、国土交通省建設流通政策審議官から法人所管局長経由要請）

- （入札及び契約の改善について）
 - ・ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げ
 - ・ 予定価格等の事前公表の取りやめ
 - ・ 歩切りの厳禁等
- （中小企業者への配慮について）
 - ・ 分離・分割発注の推進、適切な地域要件の設定等中小企業者への配慮
- （資金繰りの円滑化について）
 - ・ 前払金及び中間前払金の適切な運用
 - ・ 検査・支払の迅速化
 - ・ 地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯 (国土交通省発注工事)

S62.4 ~ H20.3

平均的な値 **77%**程度

【計算式】

直接工事費の額	}	合計額	× 1.05
共通仮設費の額			
現場管理費 × 0.20			

21年

H20.4 ~ H21.3

平均的な値 **82%**程度

【計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90			
現場管理費 × 0.60			
一般管理費等 × 0.30			

1年

H21.4 ~

平均的な値 **85%**程度

【今回見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	}	合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90			
現場管理費 × 0.70			
一般管理費等 × 0.30			

地方公共団体における最低制限価格等の引上げの促進

従来からの取組みに加え、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格等について、上記改正を踏まえ、地域の実情に応じ、設定範囲の上限(9/10)に設定する等引上げを適切に実施するよう要請。

(7月1日時点での現状(引上げ予定を含む。))

(最低制限価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定 7団体 (栃木県・神奈川県・新潟県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデルを準用・準拠: 12団体 (北海道、秋田県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、福岡県、熊本県、鹿児島県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: 6団体 (栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデル準用・準拠: 20団体 (北海道、岩手県、山形県、秋田県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県)